

政治活動用事務所に設置する立札及び看板の類について

公職の候補者等または後援団体が候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を掲示することは、法律で定められた範囲でのみ認められています。

また、掲示できる場所は、政治活動を行う事務所ごとにその場所においてと規定があるとおりの事務所がある場所において掲示できます。(公選法第 143 条第 16 項第 1 号) このため、事務所のない駐車場や畑、事務所の道路を隔てた反対側、又事務所から相当離れた場所に掲示することはできません。

(※公職の候補者等＝公職の候補者または公職の候補者になろうとする者)

1 設置できる数

選挙の種類に応じた総数の範囲内で、かつ、政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において 2 枚までと決められています。

【選挙ごとの総数一覧】

	候補者等の看板等の総数	後援団体の看板等の総数
市長選挙 (政令市以外)	6	6
市議会議員選挙	6	6

2 証票による表示

立札・看板の類には、南陽市選挙管理委員会の定めた「証票」を貼り付けなければいけません。

(有効期限がありますので、期限前に再申請が必要です。)

①有効期限 最長で 4 年間 (現在の受付分 → 令和 11 年 3 月まで)

②請 求 先 南陽市選挙管理委員会事務局 (南陽市役所 4 階)

③提出書類 「証票交付申請書」

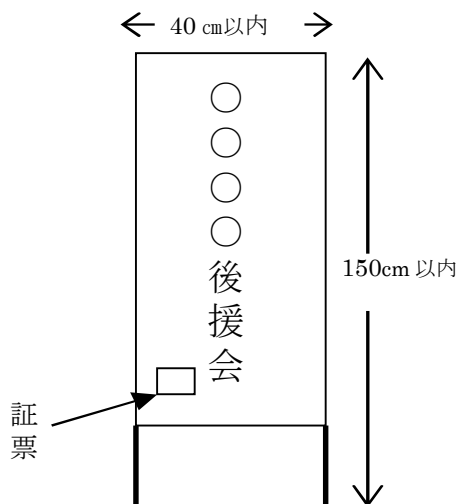
④添付資料 「設置場所地図の写し (A 4 サイズ)」

※再申請で場所が同じ場合は省略可。後援団体の場合は、「設立届の写し」及び「規約の写し」が必要です。

3 規 格 等

大きさ 縦 150 cm × 横 40 cm 以内

※ 足付きの場合は足の部分も含みます。また、両面使用は 2 枚として数えますので、両面に証票が必要です。



(証票の様式) 市議・候補者等の例

政治活動用事務所

令和 **11** 年 **3** 月まで
有効

No. ○○○○○○

南陽市選挙管理委員会

※ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

南陽市選挙管理委員会事務局

電話 0238-40-8536 (直通)、FAX 0238-43-5686

○ 公職選挙法(抜粋)

(文書図画の掲示) 第 1 4 3 条

- 1 6 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。)の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第 1 9 9 条の 5 第 1 項に規定する後援団体(以下この項において「後援団体」という。)の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第 1 項の禁止行為に該当するものとみなす。

(1) 立札及び看板の類で、公職の候補者等 1 人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて 2 を限り、掲示されるもの

(略)

- 1 7 前項第 1 号の立札及び看板の類は、縦 1 5 0 センチメートル、横 4 0 センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、…)の定めるところの表示をしたものでなければならない。

(略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その 1)

第 2 4 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

(略)

- (4) 第 1 4 3 条又は第 1 4 4 条の規定に違反して文書図画を掲示した者

(略)

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第 2 5 2 条 この章に掲げる罪(第 2 3 6 条の 2 第 2 項、第 2 4 0 条、第 2 4 2 条、第 2 4 4 条、第 2 4 5 条、第 2 5 2 条の 2、第 2 5 2 条の 3 及び第 2 5 3 条の罪を除く。)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から 5 年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

- 2 この章に掲げる罪(第 2 5 3 条の罪を除く。)を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後 5 年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

(略)

○ 公職選挙法施行令(抜粋)

(後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)

第 1 1 0 条の 5 法第 1 4 3 条第 1 6 項第 1 号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)1 人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第 1 9 9 条の 5 第 1 項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)のすべてを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(略)

- (6) 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 6

(略)

- 4 法第 1 4 3 条第 1 7 項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、…)の交付する証票を用いてしなければならない。

(略)

南陽市公職選挙執行規程（抜粋）

第4章 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票 （証票の様式及び有効期間）

第9条 令第110条の5第4項の規定により委員会が交付する証票（以下「証票」という。）は、別記様式第7号による。

2 証票の有効期間は、平成9年3月末日まで交付したものについては当該期日まで、当該期日の翌日から4年間に交付したものについては当該期間の末日までとし、以下同様に4年を周期とする期間の末日までとする。

（証票廃棄の届出）

第10条 候補者若しくは候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「候補者等」という。）又は当該候補者等に係る法第199条の5第1項に規定する後援団体（以下この条において「後援団体」という。）の政治活動のために使用する事務所の廃止、候補者等に係る令第110条の5第1項各号に掲げる選挙の種類の変更等により、交付を受けた証票を用いることができなくなったときは、直ちに当該証票を廃棄し、候補者等にあつては別記様式第8号の証票廃棄届出書により、後援団体にあつては別記様式第9号の証票廃棄届出書により委員会に届け出なければならない。

（証票の再交付）

第11条 証票の再交付は、委員会が特別の事情があると認める場合のほか、これを行わない。

様式第7号（証票）

政治活動用事務所	
年 月 日まで有効	
No.	
南陽市選挙管理委員会	